



# 山形県公報

平成27年2月27日(金)

号 外 (3)

---

## 目 次

---

### 条 例

- 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院事業局) … 2

---

### この号で公布された条例のあらまし

---

- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (病院事業局)  
病院事業の診療科目として腫瘍内科、消化器外科、乳腺外科、頭頸部<sup>けい</sup>・耳鼻咽喉科及び児童・思春期精神科を新設することとした。

## 条 例

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第1号

#### 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小児科」を「腫瘍内科、小児科」に、「小児外科」を「消化器外科、乳腺外科、小児外科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科、頭頸部・耳鼻咽喉科」に、「及び精神科」を「、精神科及び児童・思春期精神科」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。